令和8年度農業臨時雇い標準賃金

1．農業臨時雇い標準賃金の時間額

作業別	労働時間	金額	備考
田植（機械植補助）	1時間	1，090 円	（変更前 1，040円）
稲刈（機械刈補助）	1時間	1，090 円	（変更前 1，040円）
一般農作業	1時間	1，090 円	（変更前 1，040円）
農機具運転	1時間	1，090 円	（変更前 1，040円）
みかん収穫	1時間	1，090 円	（変更前 1，040円）
ぶどう袋掛	1時間	1，090 円	（変更前 1，040円）

2．機械作業・その他の請負料金（燃料費を含む）

作業別	単位	金額（税込）	備考
耕起	10a当り	5，500～6，500 円	
代かき	10a当り	6，000～7，000 円	
機械田植	10a当り	6，000～7，000 円	苗作りは別、付帯作業を除く
畔塗り	1m当り	40 円	
バインダー稲刈	10a当り	6，000～7，000 円	結束紐は含まない
水稲中苗育苗	1箱当り	早期 877 円	予約分（当用は 987円） ※殺菌、殺虫剤が施されたもの
		普通期 889 円	予約分（当用は 999円） ※殺菌、殺虫剤が施されたもの
コンバイン	10a当り	13，000～15，000 円	
ハーベスター	10a当り	6，000～7，000 円	結束紐は含まない
飼料刈り取り	10a当り	3，000～4，000 円	
飼料収穫（集草・反転）	10a当り	3，000～4，000 円	

3．この農作業賃金は標準額であるので、当事者双方で協議し決定するものとする。

4．賄いは、地域の慣習によるものとする。

5．交通費を要する場合は双方協議する。

6．この標準賃金表は令和8年11月2日から適用する。